# 電気自動車のオフボード充電システムの EMC — IEC 61851-21-2 の概要

# 株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2022 年7月19日

# 目 次

																		T
2	試験	時の構成	戓															<b>2</b>
3	イミ 3.1 3.2 3.3	ュニティ 動作条項 試験項 払 3.3.1 3.3.2 3.3.3	ィ件目準一性性	<ul> <li>. 試 い い 基 基</li> </ul>	シレー・単単	・・ べ。 ・・ A B	・ル ・ ・	· · ·	· · ·	• • •	· · · · · ·	· · · · · ·	· · · · ·	· · ·	• • •	· · ·	· · · · · ·	<b>2</b> 2 5 5 6 6

		3.3.4	性能基	⊊準 C	•	• •	•	• •	•	• •	·	·	·	6
1	Σミ	ッショ	ン											6
	4.1	動作条	件											6
	4.2	高調波	電流 .											$\overline{7}$
	4.3	電圧変	動/フリ	リッカ										8
	4.4	無線周	波エミ	ッショ	$\boldsymbol{\mathcal{V}}$									9
		4.4.1	機器の	)クラン	ス									9
		4.4.2	伝導エ	ミッシ	/ э :	ン -	- 1	電波	京入	力	ポ	-	$\mathbb{P}$	9
		4.4.3	伝導エ	ミッ	ショ	$\boldsymbol{\mathcal{V}}$		Cl	РT	ポ	-	·ŀ	•	10
		4.4.4	伝導エ	ミッ	ショ	$\boldsymbol{\mathcal{Y}}$		有	線	ネ	ッ	$\mathbb{P}$		
			ワーク	・ポ・	ート	、有	言号	}/∄	制御	ポ	? —	· ŀ	•	10
		4.4.5	放射エ	ミッ	ショ	$\boldsymbol{\mathcal{Y}}$								10
	4.5	過渡エ	ミッシ	ョン -	– L	ЭС	CF	РΤ	ポ	-	$\vdash$			11
	4.6	キーレ	スエン	トリー	の传	R護	の	ため	5の	I	Ξ	ッ		
		ション	の制限	(参考	).									11
					·									

5	補足		12
	5.1	充電システムの分類	12
		5.1.1 モード 1~4 充電	12
		5.1.2 ケース "A"~"C" 接続	13

6	参考資料	14

# 1 概要

IEC 61851-21-2<sup>[1]</sup> は電気自動車 (プラグイン・ハ イブリッドを含む)の伝導での充電 (交流と直流のい ずれでも)のためのオフボード充電システム、例えば 急速充電ステーションのようなものに対する EMC 要求に関するもので、イミュニティとエミッション の双方の要求を含む。

この規格は入力電圧と出力電圧の双方が AC 1000 V か DC 1500 V 以下のオフボード充電 システムに適用される。<sup>†1</sup>

本稿ではこの IEC 61851-21-2:2018 の要求事項の 概要を述べる。なお、本稿はその内容全てをカバー するものではなく、また正確であるとも限らないの で、正確な情報は規格そのもの<sup>[1]</sup> や関連する公式 な文書を参照されたい。



<sup>†1</sup> オンボード充電システムは IEC 61851-21-1<sup>[2][3]</sup> でカバー される。



### 2 試験時の構成

試験は、代表的な EUT と充電ケーブルを用い、 充電対象の車両を模擬するものとして製造業者が 用意した対向器と接続して行なう。製造業者が充電 ケーブルを用意していない場合、その代わりに典型 的な長さと太さの充電ケーブルを用いる。

EUT の全てのポートは 表1 に示すような回路 網<sup>†2</sup> を、あるいは適切な CDN<sup>†3</sup>を通し、所定の電 源、負荷、通信シミュレータなどに接続する (図1)。

CPT<sup>†4</sup>ポートに接続される回路網や CDN はシー ルド・ケースに入れ、またケース"B"接続やケー ス"C"接続 (§5.1.2) の場合はシールド・ケースの 高さ 800<sup>+100</sup> mm の位置に充電コネクタ (車両の充 電コネクタを模擬する)を取り付けることが必要と なりそうである。また、負荷などの周辺機器はシー ルド・ルームや電波暗室の外に置くことが、あるい はシールド・ケースに入れることが必要となるかも 知れない。シールド・ルームや電波暗室の外への導 体の引き出しは、信号への悪影響がないならば貫通 フィルタを通して行なうことができる。<sup>†5</sup>

IC-CPD<sup>†6</sup>、その他の可搬型機器、及びモード 2 機器 (§5.1.1) は卓上機器として試験する。

## 3 イミュニティ

#### 3.1 動作条件

試験は以下の動作モードで実施する:

待機モード — EUT が動作して車両に接続されているが、充電は行なっていない状態を模擬する(例えば、バッテリが満充電となっている、電力網による充電のタイミングの決定を待っている、など)。

充電モード — 試験中、EUT は最大定格電力の 20 % ± 10 % で動作させる。

これが実現可能でない場合、この割合は上げて も良い。

IC-CPD<sup>†6</sup> はオフボード AC 充電器として試験 する。

試験中の動作モードと実際の条件は事前に規定し、 試験報告書に正確に記載する。

#### 3.2 試験項目と試験レベル

イミュニティ試験項目の一覧を表2に示す。

試験法は以下の IEC 61000-4 シリーズの規格を 参照する <sup>[4]</sup>:

- 静電気放電 IEC 61000-4-2:2008
- 放射電磁界 IEC 61000-4-3:2006+A1:2007
   +A2:2010
- 電源周波数磁界 IEC 61000-4-8:2009
- $EFT/B^{\dagger 7}$  IEC 61000-4-4:2012
- サージ ─ IEC 61000-4-5:2014
- 伝導 RF IEC 61000-4-6:2013
- ディップ/短時間停電 IEC 61000-4-11:2004 (≤ 16 A), IEC 61000-4-34:2005+A1:2009 (> 16 A)

但し、

- 有線ネットワーク、及び信号/制御ポートへの サージは、製造業者の仕様による総延長が 30 m を超えるケーブルに接続されるポートにのみ適 用する。
- 有線ネットワーク、及び信号/制御ポートへの EFT/B、及び伝導 RFは、製造業者の仕様に よる総延長が3mを超えるケーブルに接続さ れるポートにのみ適用する。
- CPT<sup>†4</sup> ポートへの EFT/B 試験は容量性クランプを用いて充電ケーブル全体をクランプして行なう。

 $<sup>^{\</sup>dagger 2}$  AN — artificial network (疑似回路網); AMN — artificial mains network (疑似電源回路網; LISN); AAN — asymmetric artificial network (不平衡擬似回路網; ISN)

<sup>&</sup>lt;sup>†3</sup> CDN — coupling/decoupling network。IEC 61000-4-4, -4-5, -4-6 では状況に応じて電源ラインやその他のラインに CDN を接続することが必要となる。

<sup>&</sup>lt;sup>†4</sup> CPT — conductive power transfer。要するに CPT ポートは充電用のポートのこと。

<sup>&</sup>lt;sup>†5</sup> フィルタを通さない場合は特に、負荷などを置く部屋もシー ルドされていることが、あるいは負荷などとそのケーブル全体 がそれ自身として適切にシールドされていることが必要となり そうである。

<sup>&</sup>lt;sup>†6</sup> IC-CPD — in-cable control and protection devices. ケーブルの途中に取り付けられた、充電の制御や保護を行なう デバイス。

<sup>&</sup>lt;sup>†7</sup> EFT/B — electrical fast transient/burst (電気的ファスト・トランジェント/バースト)





<sup>※</sup> AMN、AN などはグランド・プレーンに低インピーダンスで接地する 図 1: 試験時の接続のイメージ

電源線用 AN, AMN						
AC 電源ポート、AC CPT ポート	V-AMN (50 $\mu$ H / 50 $\Omega$ ) — CISPR 16-1-2:2014 §4.3 (🗵 2)					
DC 電源ポート、DC CPT ポート	HV-AN (5 $\mu$ H / 50 $\Omega$ ) — CISPR 25:2008 Annex E (🗵 4)					
信号/制御/通信線用 AAN						
	IEC 61851-21-2 §C.2.2 (図 6)					
電源線上の PLC	IEC 61851-21-2 §C.2.3 (図7)					
コントロール・パイロット上の PLC   IEC 61851-21-2 §C.2.4 (図 8)						
	表 1: AN, AMN, AAN					

- AC電源ポートに直接接続される信号/制御ポートにもAC電源ポートに対する要求を適用する。
- 磁界、及び CPT ポートへのサージは充電モー ドでのみ適用すれば良い。
- CPT ポートへの伝導 RF 試験は EM 結合クランプを用いて充電ケーブル全体をクランプして行なう。
- AC 電源ポートや DC 電源ポートへのサージや

EFT/B の印加は CDN を用いて行なう。

 CPT ポートの電源線へのサージの印加は CDN を用いて行なう。

石田		住宅以外の環境		住宅環境	가다 어떤 다.
現業	AC 充電	DC 充電	AC 充電	DC 充電	他能奉年
		日ンクロージャ	4		
静電気放電		接触 ±4 kV、	気中 ±8 k	Δ	В
放射電磁界	$80 \sim 1$	1000 MHz, 10 V/m (80 % AM)	$80 \sim 10$	000 MHz, 3 V/m (80 % AM)	Α
	1.4	$\sim 2 \text{ GHz}, 3 \text{ V/m} (80 \% \text{ AM})$	1.4	~2 GHz, 3 V/m (80 % AM)	А
	$2^{\sim}$	2.7  GHz, 3  V/m (80 %  AM)	$2\sim 2$	.7 GHz, 3 V/m (80 $\%$ AM)	А
電源周波数磁界	5(	)/60 Hz, 30 A/m ( $\leq 32$ A のシステレ	$(\lambda)$ or 100 $P$	√/m (> 32 A のシステム)	Α
		電源入力 (AC)			
EFT/B		$\pm 4 \text{ kV} (5 \text{ kHz})$		$\pm 2 \text{ kV} (5 \text{ kHz})$	В
サージ		line-to-earth: $\pm 4 \text{ kV}$		line-to-earth: $\pm 2 \text{ kV}$	В
		line-to-line: $\pm 2 \text{ kV}$		line-to-line: $\pm 1 \text{ kV}$	В
伝導 RF	0.13	5~80 MHz, 10 V (80 % AM)	0.15	~80 MHz, 3 V (80 % AM)	A
ディップ/短時間停電		40 % 10/1	12 cycles		В
		70 % 25/3	30 cycles		В
		0 % 1 6	cycle		В
		0 % 250/30	00 cycles		C
		電源入力 (DC)			
EFT/B		$\pm 2 \text{ kV} (5 \text{ kHz})$		$\pm 2 \text{ kV} (5 \text{ kHz})$	В
サージ		line-to-earth: $\pm 2 \text{ kV}$		line-to-earth: $\pm 2 \text{ kV}$	В
		line-to-line: $\pm 1 \text{ kV}$		line-to-line: $\pm 1 \text{ kV}$	В
伝導 RF		$0.15 \sim 80 \text{ MHz}, 10 \text{ V} (80 \% \text{ AM})$		$0.15 \sim 80 \text{ MHz}, 3 \text{ V} (80 \% \text{ AM})$	Α
		有線ネットワーク、信	号/制御		
EFT/B		$\pm 2 \text{ kV} (5 \text{ kHz})$		$\pm 2 \text{ kV} (5 \text{ kHz})$	В
サージ		$\pm 1 \text{ kV} (1.2/50 \ \mu \text{s})$		$\pm 1 \mathrm{kV} (1.2/50\mu\mathrm{s})$	В
伝導 RF	0.1	5~80 MHz, 10 V (80 % AM)	0.15	$\sim$ 80 MHz, 3 V (80 % AM)	Α
		CPT			
EFT/B		$\pm 2 \text{ kV}$ (5	5 kHz)		В
サージ		line-to-eart!	h: $\pm 2 \text{ kV}$		В
		line-to-line	$: \pm 1 \ kV$		В
伝導 RF		$0.15 \sim 80 \text{ MHz}, 10$	0 V (80 % .	AM)	А
		表 2: イミュニティ試験項	頁目の一覧		











図 3: AMN (50 µH / 50 Ω) のインピーダンス



### 3.3 性能基準

#### 3.3.1 一般

EUT は試験の印加の結果として安全な状態を維持しなければならない。

性能基準は充電モード (§5.1.1) に応じて異なった ものとなるかも知れない。

DC 充電の場合、電源入力へのサージの印加に際 しては 100 MHz 以上の帯域幅の AC 結合の高イン ピーダンス差動電圧プローブとオシロスコープを用 いて DC CPT<sup>†4</sup> ポート上の過渡電圧の振幅を測定



図 5:5  $\mu$ H/50  $\Omega$  AN のインピーダンス  $Z_{PB}$  (測定ポートを 50  $\Omega$  で終端、端子 A-B を短絡した状態での計算値)



Zcat: LCL (不平衡減衰量) が所定の値となるように平衡度を調整

図 6: AAN (対称信号/制御ポート) の原理 — 2 線 (1 対) 用



図 7: 結合回路網 (電源線上の PLC) の原理

し、CPT ポートの DC+ と DC- のあいだ、また 各ライン (DC+、DC-、信号線) とグランドのあい だに 500 V<sub>p-p</sub> を超える過渡電圧を生じないことも 確認する (図 9)。





\* イミュニティ試験はこの分圧回路なしで行なうべき 図 8: 結合回路網 (コントロール・パイロット上の PLC) の原理

計量や課金が可能な場合、例えば IEC 62053-21 のような該当する製品規格に従って所定の性能基準 を規定する。

EUT に漏電遮断器 (RCD) が組み込まれている 場合、該当する製品規格の要求を満足しなければな らない。

#### 3.3.2 性能基準 A

EUT は所定の試験の印加中と印加後に EUT の 製造業者が規定した許容範囲内で意図した動作を継 続すること。

動作の状態の変化を生じてはならない(すなわち、 充電モードでは充電を継続し、待機モードでは待機 状態を維持すること)。

Note: 状態の変化は、CPT<sup>†4</sup> ポートの制御/通信 ラインや、DC 充電における充電電流の任意の変化 (製造業者が規定した許容幅を超える)を含む。

#### 3.3.3 性能基準 B

EUT は所定の試験の印加の完了後に EUT の製 造業者が規定した許容範囲内で意図した動作を継続 すること。

さらに、所定の試験の印加中、充電器の主機能を 維持すること (EUT 製造業者が規定した許容範囲 内で)。<sup>†8†9</sup> 二次的な機能(例えば表示など)の性能は試験中 は劣化しても良いが、試験後は元の状態に戻ること。 所定の試験の印加の後、EUT の動作状態に変化 があってはならない(すなわち、充電モードでは充 電を継続し、待機モードでは待機状態を維持する こと)。

Note: 状態の変化は、CPT<sup>†4</sup> ポートの制御/通信 ラインや、DC 充電における充電電流の任意の変化 (製造業者が規定した許容幅を超える)を含む。

#### 3.3.4 性能基準 C

所定の試験中とその完了後、EUT はフェールセー フ状態<sup>†10</sup>に移行しても良い。

この状態は充電サイクルの再開のためにユーザー の関与を、あるいは IEC 61851-1 で規定されたよ うに安全状態が確立された上での自動的な充電の再 開を必要とする。

## 4 エミッション

#### 4.1 動作条件

エミッション測定は以下の動作条件で行なう。

- 伝導エミッション、放射エミッション
  - 最大定格電力の 20 % ± 10 % (これが実 現可能でない場合、この割合は上げても 良い)、及び
  - 最大定格電力の 80 % ± 10 %、もしくは
  - 充電モードで電力が入力から出力に直接 接続される場合 (機械的なスイッチング・ デバイスを用いたモード 2 やモード 3 の 充電器)、その充電器の動作を可能とする 任意の負荷。この場合、20 % や 80 % で の試験は不要である。
- 高調波電流

該当する規格に従う。

<sup>&</sup>lt;sup>†8</sup> 性能基準 B で充電器の主機能 (すなわち充電機能) が製造 業者が規定した許容範囲内で維持されることが明示的に要求され ていることに注意。ディップ/短時間停電については †9も参照。 <sup>†9</sup> ディップ/短時間停電の試験中は主機能の劣化があっても良

いが、試験後は元の状態に戻ること。

<sup>&</sup>lt;sup>†10</sup> あらかじめ決められた、安全な停止状態。充電システムは 異常を検知した場合にこのような状態に移行するように設計さ れることがある。





図 9: 電源入力へのサージ試験の接続の例

● 電圧変動/フリッカ

電圧変動/フリッカの試験は全てのアウトレッ トで完全な1充電サイクルについて行なう。電 力出力ポート (CPT<sup>†4</sup> ポート) が複数ある場 合、それらの CPT ポートは以下のように制御 する:

- 1. CPT ポートの充電モードでの動作を1つ づつ開始させる;
- 全ての CPT ポートを充電モードで同時 に動作させる;
- 3. CPT ポートの動作を1つづつ停止させる。

複数のポートを同時に動作させることができな い場合は試験時間内に1つづつ順番に動作さ せる。

出力は定負荷で動作させ、EUT の入力電力は 最大定格電力の 80 % ± 10 % 以上となるよう にする。

もし充電器と車両のあいだで例えば充電の制御の ためにコントロール・パイロット回路やその他の信 号線上の通信が用いられるならば、試験は最悪の通 信信号で、例えば製造業者の仕様による最大通信速 度で、あるいはもしそれが EUT で制限されるなら ばその最大の通信速度で行なう。

#### 4.2 高調波電流

その機器から AC 電源線に流出する電源高調波電 流 (次数間高調波を含む、電源周波数の 40 次までの 高調波)<sup>†11</sup>のレベルを制限するもので、AC 電源入 力からの高調波電流の流出を以下のいずれかの規格 に従って評価する: <sup>†12†13</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>†11</sup> 電源高調波電流は、例えば受電部の整流平滑回路によって 引き起こされる。過剰な電源高調波は電力設備やその系統に接 続された他の機器への悪影響、例えばコンデンサやリアクトル の過熱や損傷などの問題を引き起こすことがあることから、そ の抑制が求められるようになっている。

<sup>&</sup>lt;sup>†12</sup> 公共低圧配電網に接続されない機器、例えば中圧や高圧(日本では高圧や特別高圧)の配電系統に自家用の変電設備を介して接続される機器はこれらの規格の適用範囲からは外れる。だが、 これらの規格でカバーされているような問題の防止のため、それらの規格を準用可能な場合はそれらの規格を準用するのが良いかも知れない。この種の事象については、各地域の規則やガイドライン、また電力会社の要求などの考慮も必要となることがある。

<sup>&</sup>lt;sup>†13</sup> これらの規格は電源導体と中性線とのあいだの電圧が 220 ~240 V の電源以外に接続される機器に対するエミッション限 度も含まないが、日本国内では 100 V や 200 V (3 相交流を含 む) の電源にも適用可能な JIS C 61000-3-2 がある。また、日

# 

- IEC 61000-3-2:2014<sup>[5]</sup> (≤ 16 A/相)
- IEC 61000-3-12:2011<sup>[5]</sup> (> 16,  $\leq 75 \text{ A}/\text{相}$ )<sup>[5]</sup>

この測定は、IEC 61000-3-2 や IEC 61000-3-12 に従い、所定の条件を満たす電源<sup>†14</sup>から高調波アナ ライザを通して 10 m 以下のケーブルで評価対象の 機器に給電し、電源電流を高調波アナライザで分析 することによって行なう (図 10)。

観測期間は規格に従って決定するが、おそらく所 定の条件の範囲内で測定結果が厳しくなるような動 作状態での任意の2.5分の観測の結果から適合を判 断することができるであろう。



図 10: 電源高調波電流の測定の原理 (IEC 61000-3-2, -3-12)

IEC 61000-3-2 に適合する機器、及び IEC 61000-3-12 の  $R_{\text{sce}} = 33^{\dagger 15}$ の要求に適合する機器は、一般に電圧と電流が機器の要求を満たす任意のアウト レットへの接続が可能と考えられる。

IEC 61000-3-12 の 33 <  $R_{\rm sce}$  の要求に適合する 機器はその条件を満たす電源にのみ接続することが 必要となる。<sup>[5]</sup>

### 4.3 電圧変動/フリッカ

その機器がAC電源上に発生する電圧変動/フリッカ<sup>†16</sup>のレベルを以下のいずれかの規格に従って評価

#### する:†12†17

- IEC 61000-3-3:2013<sup>[6]</sup> (≤ 16 A/相)
- IEC 61000-3-11:2017<sup>[6]</sup> (> 16, ≤ 75 A/相)

フリッカ/電圧変動の評価では、IEC 61000-3-3 や IEC 61000-3-11 に従った電源から所定のインピーダ ンス (IEC 61000-3-3 ではリファレンス・インピー ダンス Z<sub>ref</sub>)を介して評価対象の機器に給電して 電源入力での電圧変化をフリッカ・メータで分析し (図 11)、その結果が以下の限度を超えないことを確 認する:<sup>†18</sup>

- ・ P<sub>st</sub> ≤ 1.0 (短時間フリッカ値 ─ 10 分間でのフリッカの指標)
- P<sub>lt</sub> ≤ 0.65 (長時間フリッカ値 2 時間でのフリッカの 指標)
- d(t) は 500 ms よりも長く 3.3 % を超えない こと (T<sub>max</sub> ≤ 500 ms)
- d<sub>c</sub> ≤ 3.3 % (最大定常電圧変化 図 12 参照)
- d<sub>max</sub> ≤ 6 % (最大相対電圧変化 図12 参照)



図 11: 電圧変動/フリッカの測定の原理 (IEC 61000-3-3, -3-11)

IEC 61000-3-3 に適合する機器、及び IEC 61000-3-11 の対象となる機器で測定結果を Z<sub>ref</sub> での相当 値に換算したものがその規格の限度に適合するもの は、一般に電圧と電流が機器の要求を満たす任意の アウトレットへの接続が可能と考えられる。

本では高圧や特別高圧での受電では一般に「高圧又は特別高圧 で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン (経済産業省資 源エネルギー庁 原子力安全・保安院 発行)」の考慮が必要とな る。<sup>[5]</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>†14</sup> IEC 61000-3-2 は電源に対する要求が特に厳しく、おそら くは適切な安定化電源の使用が必要となる。

<sup>&</sup>lt;sup>†15</sup> R<sub>sce</sub> は電力系統の短絡電力と機器の定格皮相電力の比率 で、短絡比と呼ばれる。

<sup>&</sup>lt;sup>†16</sup> フリッカ (flicker) は「その照度やスペクトラム分布が時間につれて変動する光刺激によって誘起される視覚的な不安定 さの印象」と定義されており、簡単に言えば照明のちらつきな どのことである。ここでは同じ電源系統に接続された照明のフ リッカを引き起こすような電圧変動 (電圧の変動を引き起こすよ うな電流の変動) が評価の対象となる。

<sup>&</sup>lt;sup>†17</sup> これらの規格は電源導体と中性線とのあいだの電圧が 220 ~250 V の 50 Hz の電源以外に接続される機器には適用され ず、日本国内ではこれに対応する JIS 規格も発行されていない。 だが、明確な規格やその他の要求がなかったとしても同じ電源 系統に接続された他の機器に悪影響を与えるような電圧変動や フリッカを生じないようにすることは必要であろう。また、電力 会社との分界点でのフリッカの制限 (しばしば  $\Delta V_{10}$  で評価さ れる)が求められる場合もある。

<sup>&</sup>lt;sup>†18</sup> IEC 61000-3-11 の場合はそれらの限度を超えないために 必要な最大許容インピーダンス  $Z_{\max}$ を求める。これについて は [6] などを参照。





図 12: 電圧変動のパラメータ (IEC 61000-3-3, -3-11)

IEC 61000-3-11 に適合する機器 (測定結果を Z<sub>ref</sub> での相当値に換算したものがその規格の限度に適合 するものを除く) は条件付き接続となり、測定結果 から得られた最大許容系統インピーダンス (電源系 統上の電圧変動やフリッカをその規格の限度に適合 させるために必要な最大インピーダンス) 以下のイ ンピーダンスの電源系統にのみ接続することが必要 となる。<sup>[6]</sup>

#### 4.4 無線周波エミッション

4.4.1 機器のクラス

この規格の対象となる機器は次の2つのクラスに 分類される。

クラスAオフボード充電システム

住宅環境、また居住用に用いられる建物に給電 する低圧配電網に直接接続される施設以外の全 ての場所での使用に適した機器。

クラス A オフボード充電システムに添付され る使用説明書には以下の警告を含める:

Caution: This equipment is not intended for use in residential environments and may not provide adequate protection to radio reception in such environments.

(注意: この機器は居住環境での使用を意図 しておらず、そのような環境での無線受信 の妥当な保護を与えないかも知れない。)

クラスBオフボード充電システム

住宅環境、及び居住用に用いられる建物に給電 する低圧配電網に直接接続される施設での使用 に適した機器。

IC-CPD<sup>†6</sup>、及びその他の可搬型機器にはクラ スBのエミッション限度を適用する。 4.4.2 伝導エミッション — 電源入力ポート

AC 電源入力ポート伝導エミッション限度 (図 13) は以下のそれぞれの場合について規定されている:<sup>†19</sup>

- AC 電源入力ポート
  - 1. クラス B
  - 2. クラス A で、定格電力 20 kVA 以下、も しくは以下のその他の条件に該当しない
  - 3. クラスAで、
    - 定格電力が 20 kVA を超え、かつ
    - 専用の変圧器か発電機への接続が意
       図されており、低圧架空電力線に接
       続されず、
    - 設置された機器からのエミッションの低減のために使用できる設置手段の情報が提供される、特にその機器が低圧架空電力線ではなく専用の変圧器か発電機への接続が意図されている旨が示される
  - 4. クラスAで、
    - 定格電力が 75 kVA を超え、
    - 専用の変圧器か発電機への接続が意
       図されており、低圧架空電力線に接続されず、
    - 居住環境から 30 m 以上の距離か放 射現象に対する障壁として働く構造 物によって物理的に隔離されて設置 されることが意図されており、
    - 定格入力電力が 75 kVA を超える高
       電力電気システム/機器に対する妨害
       電圧限度に適合する旨が示され、かつ
    - 設置者が適用すべき設置手段の情報 が提供される、特にその機器が低圧 架空電力線ではなく専用の変圧器か 発電機から給電される設備での使用 を意図している旨が示される
- DC 電源入力ポート
  - 1. 定格電力 ≤ 75 kVA
  - 2. 定格電力 > 75 kVA

<sup>&</sup>lt;sup>†19</sup> これらは CISPR 11:2015+A1:2016+A2:2019 のグルー プ1機器に対する電源ポート伝導エミッション限度と同様であ る。



その機器がインフラとのあいだで PLC (電力線 通信)を用いていてその影響でエミッション限度を 超える場合は PLC の通信を止めた状態でこの規格 のエミッション限度に適合しなければならず、また 通信機能のみを該当する規格で評価した時にその規 格に適合していなければならない。

いずれの場合も、CPT<sup>†4</sup> ポート上の通信は最悪 条件とする。



電源ポートの伝導エミッションの測定は、図1の ような接続で、電源入力側の AMN (AC 給電の場 合) や AN (DC 給電の場合)の測定ポートに必要に 応じてアッテネータを介してテスト・レシーバを接 続して行なうことができる。

4.4.3 伝導エミッション — CPT ポート

CPT<sup>†4</sup> ポートの電源線の伝導エミッション限度 は図 14に示すように

- AC CPT ポート
  - クラス B
  - クラス A
- DC CPT ポート
  - 定格電力 ≤ 75 kVA
  - 定格電力 > 75 kVA

のそれぞれの場合について規定されている。

CPT ポートの電源線の伝導エミッションの測定 は、図1のような接続で、CPT ポート側の HV-AN



(高圧 DC での充電の場合)、AMN (AC 充電の場合) などの測定ポートに必要に応じてアッテネータを 介してテスト・レシーバを接続して行なうことがで きる。

AC 充電器で、コンバータの類を含まず、単に入 力と出力がスイッチや断路器で接続される場合は、 電源入力での測定のみで良い。

# 4.4.4 伝導エミッション — 有線ネットワーク・ ポート、信号/制御ポート

有線ネットワーク・ポートや信号/制御ポートに 対する伝導エミッション限度は図15に示すように規 定されている。<sup>†20</sup>

有線ネットワーク・ポートは加入者線への接続が 意図されている場合に、また信号/制御ポートは複 数のオフボード充電器を介した電力伝送の管理が意 図された管理/送電システムへの接続が意図されて いる場合にこの限度の対象となる。

有線ネットワーク・ポートや信号/制御ポートの伝 導エミッションの測定は図6で例示したような AAN (ISN)を用いて、あるいは電流プローブや容量性電 圧プローブを用いて、CISPR 32 で規定された測定 法を用いて行なう。

#### 4.4.5 放射エミッション

放射エミッション限度は図16と図17に示すよう に規定されており、機器の最大内部周波数に応じて、

<sup>&</sup>lt;sup>†20</sup> これらの限度は CISPR 32<sup>[7]</sup> のものと同一である。



図 15: 伝導エミッション限度 — 有線ネットワーク・ポー ト、信号/制御ポート





放射エミッションの測定は、CISPR 16-1-4 に適 合したサイトで、CISPR 32 で規定された測定法を 用いて行なう (図 18)。

# 4.5 過渡エミッション — DC CPT ポー ト

DC 充電器は、DC CPT ポートの電源線上 (プラ ス側とマイナス側、プラス側とグランド、及びマイ ナス側とグランドのそれぞれのあいだ) に 50 V を 超える過渡電圧を発生させてはならない (図 19)。



この測定は 100 MHz 以上の帯域幅の AC 結合の 高インピーダンス差動電圧プローブとオシロスコー プを用いて行なうことができる (図 20)。

# 4.6 キーレスエントリーの保護のための エミッションの制限 (参考)

この規格の Annex B ではキーレスエントリーの 保護のための 2~185 kHz の周波数範囲でのエミッ ション限度が参考として示されている (図 21)。<sup>†22</sup>

測定は、MIL-STD-461F<sup>[8]</sup>の RE101 で用いられ るものと同様のループ・センサ (直径 13.3 cm、巻 き数 36、巻線の直流抵抗 5~10 Ω の、静電遮蔽さ れたもの)を用い、EUT の各面から 1 m の距離で ループ・センサを 3 つの直交する方向に向けて行な う (図 22, 図 23)。

測定結果 R (dB( $\mu$ A/m)) は、L を帯域幅 200 Hz でのレシーバでの読み (dB( $\mu$ V))、F をループの補 正係数 (dB(pT/ $\mu$ V)) として、

$$R = L + F - 2.0^{\dagger 23}$$

より求められる。

<sup>&</sup>lt;sup>†21</sup> これらの限度、また測定周波数範囲の規定は CISPR 32<sup>[7]</sup> のものと同一である。

<sup>&</sup>lt;sup>†22</sup> キーレスエントリーでは、しばしば 20 kHz、125 kHz、あ るいは 134 kHz 前後の磁界が用いられる。

<sup>&</sup>lt;sup>†23</sup> 1  $\mu$ A/m  $\simeq$  1.257 pT で、20 log 1.257  $\simeq$  2.0 (dB(pT/( $\mu$ A/m)))。FをdB(( $\mu$ A/m/) $\mu$ V)) = dB(S/m) で表現すれば余計な 2.0 の係数は不要となる。

# 

最大内部周波数 $F_x$	最大測定周波数
$F_x \leq 108 \text{ MHz}$	1 GHz
108 MHz $< F_x \leq 500$ MHz	2 GHz
500 MHz $< F_x \leq 1~{\rm GHz}$	$5~\mathrm{GHz}$
$F_x > 1 \text{ GHz}$	$5  imes F_x$ 、あるいは $6  ext{ GHz}$ の低い方
$F_x$ が不明な場合	$6~\mathrm{GHz}$









#### 補足 5

#### 充電システムの分類 5.1

#### 5.1.1 モード 1~4 充電

IEC 61851-1 では、電気自動車 (EV)の AC 電 源網からの充電に関して、モード1~4の4つの充 電モードが規定されている (図 24)。<sup>†24</sup>

モード1充電

電源側で 16 A 以下、かつ単相 AC 250 V 以 下か3相 AC 480 V 以下の標準的なソケット・ アウトレットを用いた、またその電力と保護接 地の接続を用いた、EV の AC 電源網 (主電源) への接続。<sup>†25</sup>

モード2充電

電源側で 32 A 以下、かつ単相 AC 250 V 以 下か3相 AC 480 V 以下の標準的なソケット・ アウトレットを用いた、またその電力と保護接 地の導体を EV とプラグのあいだかケーブル

<sup>†24</sup> 各地域の安全規則などとの関係から地域によって特定のモー ドの使用が制限されることやその地域固有の要求事項が追加さ れることもあるが、この種の事項については本稿では触れない。 <sup>†25</sup> モード 1 充電はオフボード充電システムを使用しないこと が多く、その場合、この規格には関係しない。









図 21: 放射エミッション限度 — キーレスエントリの保護

上の制御ボックスとしてのコントロール・パイ ロット機能と人を感電から保護するためのシス テム (RCD) とともに用いた、EV の AC 電源 網 (主電源) への接続。

モード3充電

コントロール・パイロット機能が EVSE<sup>†26</sup>内 の制御機器にわたる、AC 電源網 (主電源) に 恒久的に接続された専用の EVSE<sup>†27</sup>を用いた、 EV の AC 電源網 (主電源) への接続。



図 22: キーレスエントリーの保護のためのエミッション の測定 (参考)

● モード4充電

コントロール・パイロット機能が AC 電源網 (主 電源) に恒久的に接続された機器にわたる、オ フボード充電器を用いた EV の AC 電源網 (主 電源) への接続。

#### 5.1.2 ケース "A"~"C" 接続

• ケース "A" 接続

EV に恒久的に取り付けられた電源ケーブルと プラグを用いた EV の交流電源網への接続。

<sup>&</sup>lt;sup>†26</sup> EVSE — electrical vehicle supply equipment。電源導体、中性線、保護接地を含む導体、EV カプラ、プラグ、また屋 内配線から EV への給電のために、また必要であればそれらの あいだの通信のために特に設置されたその他の全てのアクセサ リ、デバイス、電源アウトレット、あるいは装置。

<sup>&</sup>lt;sup>†27</sup> この EVSE はしばしば家屋の外壁に取り付けられる。

# 



図 23: キーレスエントリーの保護のためのエミッション の測定 (参考) — 3 つの直交する方向での測定



図 24: 充電モード 1~4 のイメージ

● ケース "B" 接続

車両コネクタを備えた脱着可能なケーブル・ア センブリと AC 電源機器を用いた EV の交流電 源網への接続。

• ケース "C" 接続

電源機器に恒久的に取り付けられた電源ケーブ ルと車両コネクタを用いた EV の交流電源網へ の接続。

モード4充電ではケース "C" 接続のみが許容 される。



# 6 参考資料

- IEC 61851-21-2:2018, Electric vehicle conductive charging system – Electric vehicle off-board charger EMC requirements for conductive connection to an AC/DC supply
- [2] IEC 61851-21-1:2017, Electric vehicle conductive charging system – Electric vehicle on-board charger EMC requirements for conductive connection to an AC/DC supply
- [3] 電気自動車のオンボード充電システムの EMC — IEC 61851-21-1 の概要, 株式会社 e・オータ マ, 2021

http://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html

[4] IEC 61000-4 シリーズ イミュニティ試験規格の 概要,株式会社 e・オータマ, 2018

http://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html

[5] 電源高調波電流の制限 — IEC 61000-3-2, -3-12 の概要,株式会社 e・オータマ, 2020

http://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html

[6] 電圧変動やフリッカの制限 — IEC 61000-3-3、-3-11 の概要, 株式会社 e・オータマ, 2020

http://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html

[7] CISPR 32 の概要, 株式会社 e・オータマ, 2021

http://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html

[8] 軍需機器の EMC — MIL-STD-461G の概要 — Part 1: 主なエミッション要求 (CE101, CE102, RE101, RE102), 株式会社 e・オータマ, 2021 http://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html

© 2022 e-OHTAMA, LTD. All

All rights reserved.

免責条項 — 当社ならびに著者は、この文書の情報に関して細心 の注意を払っておりますが、その正確性、有用性、完全性、その 利用に起因する損害等に関し、一切の責任を負いません。